

きである。

(1) 2に掲げるもののほか、従来の施設体系にこだわらず、新しいニーズに応じるため、老人のための医療施設と社会福祉施設の連携のあり方、アルコール中毒者収容施設、精神障害者の中間施設のあり方等の問題についてパイロット事業を実施する等の方法により、今後のあるべき施設体系を検討すること。

(2) ニュータウンの建設等に当っては、福祉の町づくりという発想のもとで、住宅、公園、学校等の整備に合せて、社会福祉施設等の整備をそのマスタープランに組み入れておくことが必要であること。特に、住宅団地等大規模集合住宅の建設に当っては、児童福祉施設、身体障害者施設、老人福祉施設等の併設について検討すること。

(3) 社会福祉施設の整備に当っては、老人や児童が

地域住民との交流の中で快適な生活環境を享受することが可能となるような方向で施設整備をはかることが望ましいこと。

4 以上の施設整備計画にあわせて、社会福祉従事職員の養成確保対策についても特段の配慮を払うべきである。現在までのところ、看護婦等の医療専門職を除き、著しい不足状況はみられないが、今後の施設整備の進展、在宅サービスの拡充等のほか、週休2日制の導入その他労働条件の改善に迫られ、その需要増大が見込まれるので、これにそなえるため、看護婦確保対策にあわせて社会福祉従事職員を確保し、定着させるために、給与の改善、勤務時間の短縮、職員宿舎の整備、退職手当制度の拡充等の処遇の改善に思い切った措置を講ずるとともに、その資質向上のため養成訓練体制を充実すべきである。

看護婦需給計画について

昭和49年2月 社会保障長期計画懇談会

I 先般の審議状況報告において指摘した看護力確保のための諸施設の推進を通じて、昭和53年度を目途に需給のバランスをはかることを計画の骨子とする。

II 昭和53年度における看護婦の需要の見込みについては、以下に述べる国際比較による検討とわが国の現時点における推定不足数を基礎とした検討をあわせ行い、これらを総合して昭和53年度約49万人という数字を採用することとした。

1 国際比較による目標値の設定については、国によってみられる看護をめぐる諸条件の相違を考慮にいれるならば、必ずしも容易ではないが、先進国のなかから、ここでは、スウェーデンとイギリスとを選び、その最近の数値を今回の中期的計画の目標値として検討することとした。この場合、1病床当たり0.321人(スウェーデン)ないし0.336人(イギリス)の看護婦数となっているので、この検討からは、昭和53年度48万人ないし49万人という目標値が導かれる。

2 次に、わが国の現状における不足数についてみると、昭和48年度における公的医療機関の1病床当たりの看護婦数0.297人を基準として全国の病院病床数にあてはめることにより看護婦の需要を計算するとすれば、現に32,000人の不足があることになる。これを基礎とし

て、昭和49年度以降も勤務条件の改善、医学医術の進歩等により看護需要の増加が続くものと考え、この種の需要増を昭和41～47年度の全病院の1病床当たり看護婦数の平均伸び率を用いて見込むとすれば、昭和53年度の看護婦の必要数は、約49万人となり、前記1の数字とおおむね同様な数字が導かれる。

III 以上の需要面の見通しに対し、供給面では、新卒就業者と潜在看護婦の再就職が増要因、退職が減要因となるが、新卒就業者数は養成施設数によってきまり、さらに退職率の引下げと再就職の刺激が就業者増加のための努力の柱となる。このうち、昭和53年度までの養成施設新卒就業者数は、おおむね見通すことができるので、需給バランス達成のためには、処遇改善やいわゆるナースバンクによる就業促進活動を推進することによって退職者を減少させ再就職者数を増加させる必要がある。

政府は、このような方向で、看護力確保のための総合的努力を積重ねていくことにより、昭和48年度末対比で昭和53年度末までに必要とされる約12万人の就業者増加を実現させるものとする。

なお、上記の需給バランスが達成された場合には、1病床当たり看護婦数は、昭和48年度末の0.233人から昭和53年度の0.332人となり、医師1人当たり看護婦数は、昭

和 48 年度末の 2,665 人から昭和 53 年度の 3,139 人となる。

IV 以上の計画は、看護婦に関する現在の制度その他の条件のなかで作成されたものであるが、今後、週休 2 日制の導入に当って、それとの関連における検討が必要とされることはもちろん、看護の質の問題、補助労働力

導入の問題、さらに長期の看護力需給の問題等については、引続き慎重な検討が必要である。

なお、政府は、この計画の実施の過程において、医学医術の進歩、疾病構造の変化等に対応する看護需要の動向についてフォローアップを怠らないよう配慮すべきである。

看護婦需給 5 ヶ年計画

(単位: 人)

年次	看護婦 必要数 ①	年当初 就業者数 ②	減耗数 ③	進学による 退職者数 ④	新卒就業 者数 ⑤	潜在看護婦 就業者数 ⑥	年末現在就業者数 ⑦ = {B - (C + D) + (E + F)}	差引過不足数 ⑧ = ⑦ - ①
48	404,400	351,200	14,000	4,800	36,600	2,800	371,800	△ 32,600
49	421,400	371,800	14,900	6,200	38,800	3,000	392,500	△ 28,900
50	439,100	392,500	15,700	7,500	41,700	3,500	414,500	△ 24,600
51	455,500	414,500	16,600	9,000	45,300	4,000	438,200	△ 17,300
52	472,900	438,200	17,500	10,200	48,600	4,500	463,600	△ 9,300
53	489,100	463,600	18,500	11,600	51,000	5,100	489,600	500

(備考) 1 減耗数は、44～47年平均で年初就業者の 4.6% であるが、48年以降は 4% を見込んでいる。

2 潜在看護婦就業者数については、再就業する者の比率を、48年の 4.3% から徐々に引上げることとして、53年においては 6% を見込んでいる。